

# 第1章 はじめに

## 1-1 宇佐市景観計画のあらまし

### 1. 景観計画策定の背景と経緯

#### (1) 背景〈景観法の制定〉

我が国のまちづくりは、戦後の急速な都市化の進展の中で、経済性や効率性、機能性が重視され、美しさへの配慮が欠けてきました。しかしながら、急速な都市化が終焉した現在、美しい街並みなど良好な景観に国民の関心が高まり、全国各地で景観に関する自主条例が制定され、都市整備にも景観への配慮がみられるようになりました。

このような時代の要請を受け、国土交通省は平成15年7月に公表した「美しい国づくり政策大綱」において、良好な景観の形成を国政上の重要課題として位置づけ、同年12月の社会資本整備審議会「都市再生ビジョン」において、「良好な景観の形成と豊かな緑の創出に向けた制度の構築」を「都市再生への10のアクションプラン」の政策項目の1つとして掲げました。

良好な景観形成に関するこのような動きを具体化するため、平成16年6月18日に「景観法」が制定され、翌平成17年6月1日に「景観法」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の景観緑三法が全面施行されました。

#### 【景観法の概要】

景観法では、良好な景観形成を促進する地域は、都市部だけでなく農山漁村部、自然公園区域も対象としています。また、国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの良好な景観形成に向けた責務が定められるとともに、地方公共団体においては、各地の実情に応じた景観計画の策定、景観条例の制定が可能となったことで、自治体独自の景観づくりが可能となりました。

景観法が制定される以前は、景観の維持・保全については、主に地方自治体が独自に制定した自主条例の枠組みの中で対応が図ってきましたが、根拠となる法律がなかったことから、その効力には限界がありました。しかし、景観法の制定以降は、このような課題への対応を図るために、行為規制の仕組みについても規定できるようになりました。

#### (2) 経緯〈景観行政団体への移行〉

景観法では、地方自治体が景観行政団体になった場合に、建築物や工作物などの建築等に対し、届出・勧告を基本とする規制誘導等の景観行政を行うため、その対象区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定めた景観計画を策定できるようになっています。

宇佐市は、人の暮らしと山海の豊かな自然、神仏習合の歴史資源が育んできた景観の維持・保全・活用に向け、平成18年4月14日に景観行政団体に移行しました。

#### 【景観行政団体の定義】

良好な景観の形成に関する計画である「景観計画」を策定する主体となる行政団体。都道府県、指定都市及び中核市、並びに都道府県と協議した市町村が景観行政団体となる。

## 2. 宇佐市景観計画の策定の目的

宇佐市の自然景観は、宇佐の「広大な平野と海」、院内の「谷」、安心院の「盆地」が特徴となっており、宇佐は「海に面した広大な平野の景観」、院内は「高低のある垂直の景観」、安心院は「水平に変化する景観」と表現することができます。また、宇佐神宮や石橋・饅頭等の歴史的な建造物、宇佐海軍航空隊の戦争遺産など、この地域の暮らしや歴史と深く関わりのある多くの特徴的な景観資源に恵まれています。

宇佐市では、これまでもこれら景観資源の活用に努めてきましたが、現在、その取組みは不十分であると言わざるを得ない状況にあります。また、国道10号沿道など都市化が進む地域では、経済性や効率性、機能性が優先されたため、雑然とした景観が広がっており、山間部など過疎化が進行する地域では、森林・家屋等の維持管理が課題となっており、景観を阻害しているとの報告もなされています。

景観は、豊かさの基準が量から質に変化した時代において、都市・地域づくりの重要な要素となるものであり、全国にも、景観資源の有効活用によって交流人口の増加や地域の活性化が図られた事例もみられるなど、まちづくりに景観の積極活用を図ることは大変有効であると考えます。また、私達が日常目にしている自然や構造物等あらゆるものが対象となることから、その保全の取組みは暮らしやすさの向上につながると考えられます。

多くの景観資源を持つ本市においても、価値がありながら未だ市内外に周知されていない、有効活用が図られていない景観も少なからず存在しており、これらの景観を地域資源として活用することは、景観法制定の目的に合致するものであり、また、このような景観まちづくりは、先人達が残した素晴らしい景観を引き継いでいくことにつながり、市民の地域への愛着や帰属意識を喚起できると考えます。

このように様々な形で、市内の景観を活かしていくためには、現段階での各地の景観の特徴を分析した上で、今後の活用の方向性を示すとともに、行政と市民や事業者が一体となって取り組む景観まちづくりを推進する必要があります。

本市では平成18年に景観行政団体に移行しており、今回の景観計画の策定は、市内の景観資源の特徴の分析を行うとともに、それらの特徴的な景観資源について、維持・保全・活用の方向性を示すことを目的とするものです。

### 【景観計画の概要】

景観計画とは、景観法に基づいて景観行政団体が策定する景観形成に関するルールや手続きを定める計画です。

景観計画では、「景観計画区域」を設定し、市内各地区の景観特性に合わせた景観形成のための方針や建築や開発行為等における基準を定めた上で、今後の良好な景観形成のためのイメージを具体化します。

また、景観計画に定められたルールが適切に運用されるよう対象行為や規模に応じて届出等による審査を実施し、基準に適合しない場合は、必要に応じて指導・勧告等の手続きができるような仕組みづくりを行います。

### 3. 宇佐市景観計画の策定の方針

宇佐市は、第一次宇佐市総合計画における景観形成の施策の方針を、「快適で美しい魅力ある都市景観の形成を図るため、市民・事業者・行政が協働のもと、自然環境の保全・都市環境の向上・環境美化に努める」としています。また、宇佐市都市計画マスタープランにおける景観形成に関する方針では、「自然環境の保全や都市環境の美化に努め、快適で美しい魅力ある都市景観の形成を図る」ことを目指しています。

宇佐市景観計画の内容は、これら上位・関連計画との整合を図りながら策定します。

#### 【宇佐市総合計画の施策】

##### ■自然景観の保全

景観法に基づく景観計画を策定し、景観行政団体として、景観形成に向けて自然景観の保全に取り組めます。

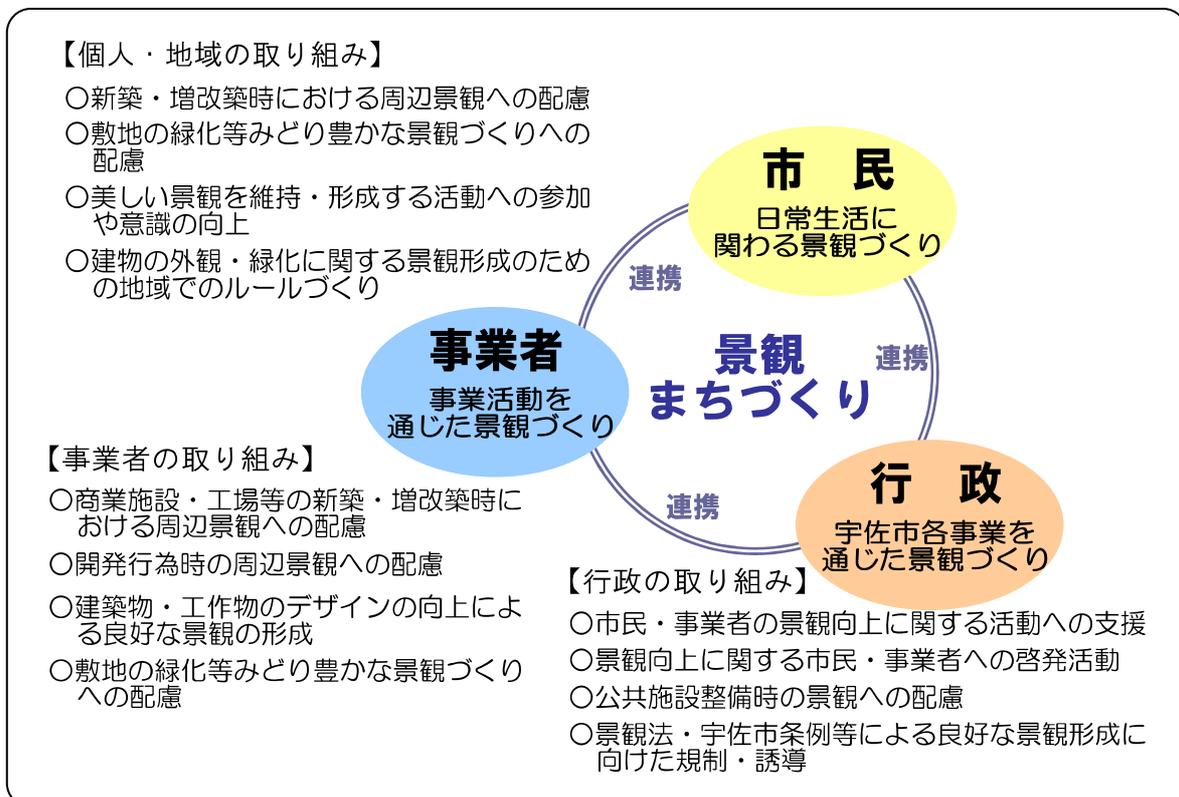
##### ■都市景観の向上

1. 歴史的まちなみの保全・活用
2. 緑化運動の推進
3. 緑と水のネットワークの形成

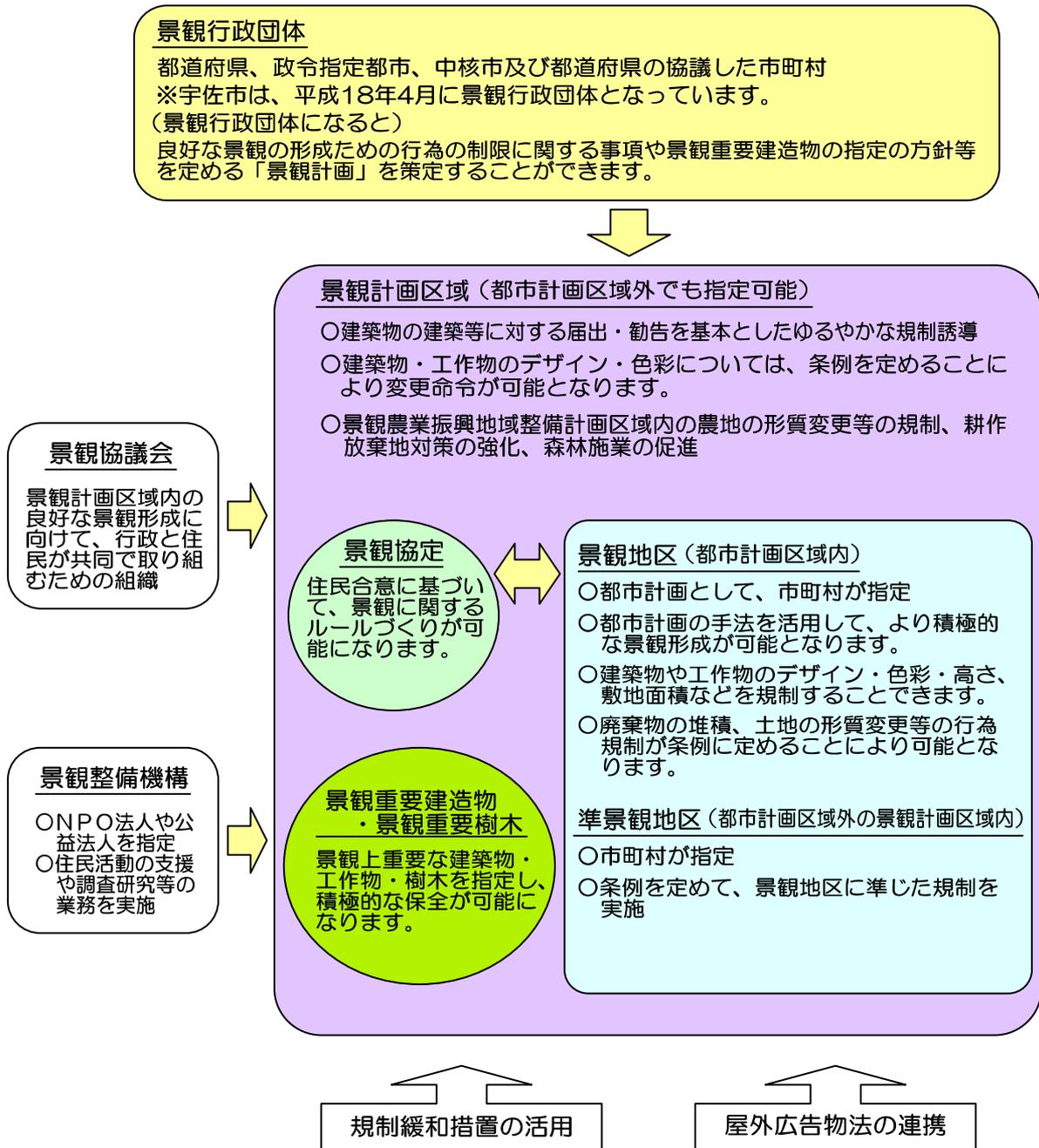
### 4. 景観まちづくりの推進

景観を宇佐市の共有財産として、市民と事業者、行政が連携して、相互に美しい景観の保全、育成に取り組むことが、まちづくり（地域づくり）に重要となることから、宇佐市景観計画は、市内各地域の特徴的な景観を活用したまちづくりに資する内容を目指します。

#### 市民・事業者・行政の役割と連携イメージ



## 5. 景観法に基づく主な制度



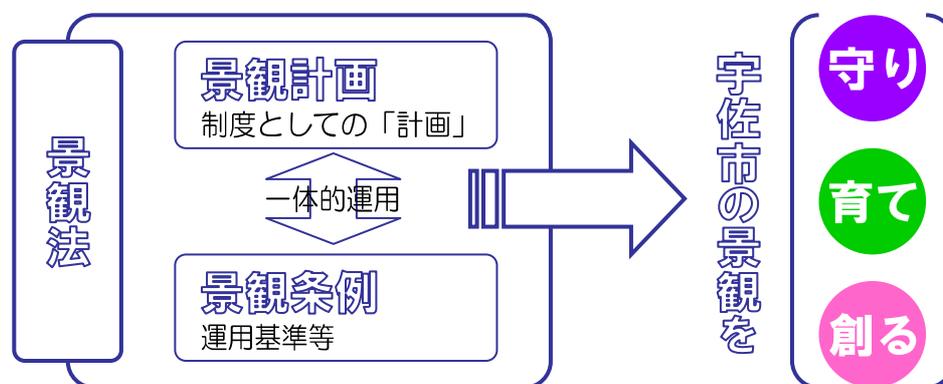
## 6. 宇佐市景観計画の構成

宇佐市景観計画は、景観法第8条に規定するところに従い、次の内容・構成で策定します。

		計画の構成	定める事項
		はじめに	宇佐市景観計画のあらまし 宇佐市の景観特性
景観法に関する事項	必須事項	景観計画の	景観計画
		景観の成にる	景観成の
		景観の成のめののにる事項	のにる
			る
			景観成
	選択事項	景観 景観 の定の	景観 の定の
			景観 の定の
		景観の成のめにの	のにる事項
			景観 のにる事項
			景観 のの
	景観 計画の定にる事項		
	の 事項		
	のの 定める事項		
	景観 成の	市 事 の	
		景観ま の	

## 7. 景観計画の運用

景観計画は制度としての「計画」であるため、その運用にあたっては、運用基準等を規定する「景観条例」を制定し、条例と一体に運用することにより、景観行政団体独自の景観行政（景観形成のための施策）が可能となります。



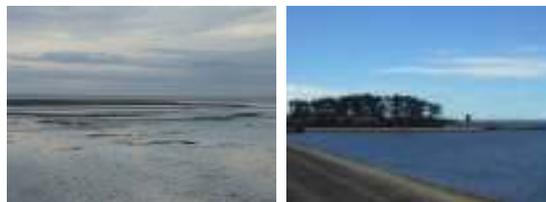
## 1-2 宇佐市の景観

### 1-2-1 自然・地形からみた景観特性

宇佐市の地形は、海岸部から平野部、内陸盆地などの中山間部、大規模な森林地域が広がる山間部、そして伊呂波川、駅館川、寄藻川を本流とする数多くの河川で構成されています。

#### (1) 海辺の景観

海岸部は市域の北部において周防灘に面しています。本市の海岸線は、広大な干潟が広がる遠浅の海に沿って東西に伸びており、海岸沿いに松林が続くなど、自然の風景が残されています。



#### (2) 平野部の景観

県内最大規模の沖積平野である宇佐平野では広大な田園地帯を形成しており、周防灘側から九重山系方面を望めば、田園風景とトロイデ式火山地形やメーサの地形と称される特徴的な山々の稜線そして広い空とが調和した広大なパノラマ景観が広がっています。



周防灘側から九重山系方面(御許山から八面山まで)を望む

#### 【平野部に見られる特徴的な風景】

市役所本庁周辺では、駅館川の東岸と西岸の段差が見られ、西岸から駅館川方向をみると、生茂った緑がつづきます。



### (3) 中山間地・盆地の景観

安心院や院内の標高500m級の山々に囲まれた内陸盆地では、平坦地や傾斜地の棚田において稲作などが営まれており、周囲の山々を覆う森林の風景と調和した里山の景観が広がっています。

安心院盆地では、その地形条件と、昼夜の寒暖の差が大きい気候条件から、放射冷却によって盆地全体を覆う朝霧が発生することがあります。



### (4) 山間部の景観

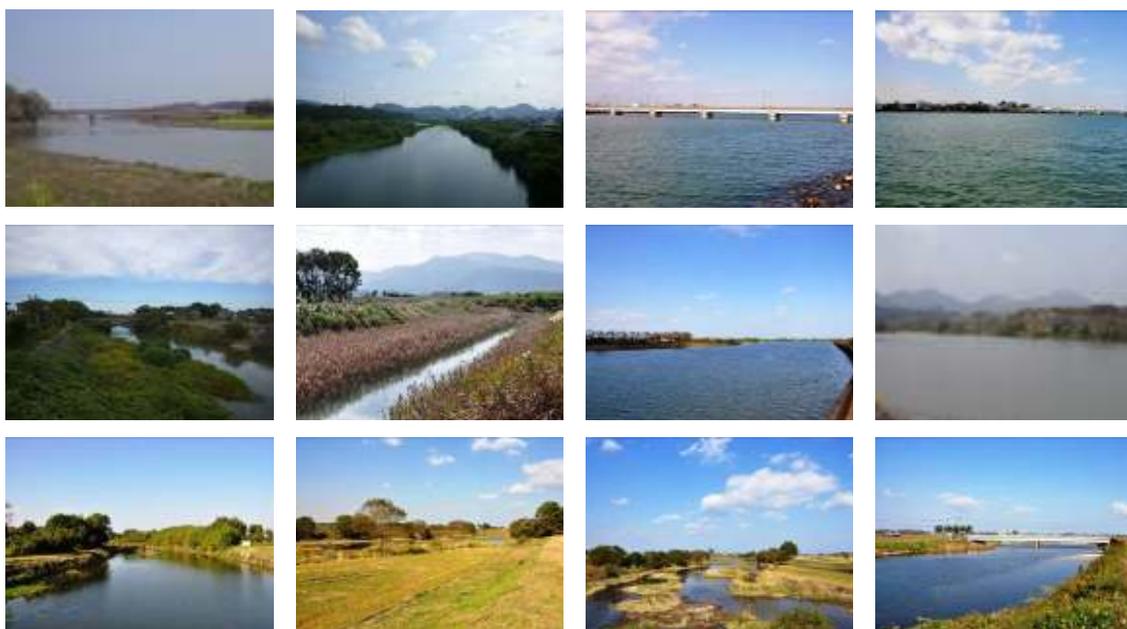
市域中部に広がる標高500～600m級の山々と、南部の九重山系に通じる標高1,000m級の山々は、その大半を森林が占めており、人工林を多く含むものの、豊かな自然が多く残っています。

また、独特の形状をした山々が広がり、一部地域が耶馬日田英彦山国定公園に指定され、日本の滝100選にも選定されている東椎屋の滝や、仙の岩など奇岩奇峰など、数多くの自然資源を有しています。



### (5) 河川の景観

宇佐市では、寄藻川、駅館川、伊呂波川が、南部の山間部から周防灘（瀬戸内海）に流れ込んでいます。



## 1-2-2 歴史・文化からみた景観特性

宇佐市には、宇佐神宮をはじめ、龍岩寺や法鏡寺廃寺跡など神仏習合の原点となる歴史資源が多く残っています。また、東本願寺・西本願寺の別院や梵天山法性院善光寺などを中心に町・集落が形成されてきました。さらに、院内地域の各所に点在する石橋や安心院地域の鰻絵などの生活に密着した文化資源、宇佐海軍航空隊の掩体壕跡や爆弾池として残る戦争遺産など、様々な時代を背景とした歴史・文化が集積しています。

### (1) 宇佐神宮

神仏習合の象徴である宇佐神宮は、全国に4万余社ある八幡宮の総本宮であり、境内地と背後の山に豊かな緑を蓄えており、広大な森を形成しています。



### (2) 龍岩寺

院内町大門地区に位置する龍岩寺は、山腹の岩窟の中に舞台を架け、礼堂が建てられており、岩肌と周囲に生茂る木々と一体となった景観を形成しています。



### (3) 法鏡寺廃寺跡

法鏡寺廃寺跡は、講堂などの遺構が発見されたことを受け、国の史跡指定がなされていますが、その周囲では宅地開発が行われており、都市化が進んでいます。



### (4) 東本願寺・西本願寺四日市別院

東本願寺・西本願寺四日市別院は、四日市地区の中心部に位置し、両別院の本堂の大屋根や東別院山門は地区のランドマークとなっており、周辺には門前町の面影が残っています。



### (5) 善光寺

下時枝に位置する善光寺は、958年開創と古い歴史を有しており、門前に形成される集落には、古い街並みが残っています。



### (6) 安心院地域・院内地域の鍍絵

安心院地域や院内地域には、家屋に鍍絵と呼ばれる特徴的な絵柄が施されており、この地域の建築意匠の特徴となっています。



### (7) 院内地域の石橋

院内地域の里山の集落には各所に石橋が架かっており、眼下を流れる恵良川（駅館川支流）と一体的な景観を形成し、この地域の風景の特徴となっています。



### (8) 宇佐海軍航空隊の遺産

田園地帯が広がる宇佐平野には、戦時中に宇佐海軍航空隊が置かれていたことから、駅館川西岸には掩体壕跡が点在しており、また、東岸のがけ下には地下壕跡が見られるなど、数多くの戦争遺産と当時の面影が残っています。

さらに、駅館川河口には海軍棧橋が、また、伊呂波川河口付近から北西の宮熊沖にも爆撃訓練標的の大円柱が残っています。



### (9) 大分県指定特別保護樹木

大分県では、歴史的、民俗的な遺産であり、地域住民に親しまれ、郷土色豊かな風土を育む地域のシンボルとなっている老樹、巨樹を「緑の文化財」として位置づけ、県条例を設け、保護しています。



### 1-2-3 生活行動・都市活動からみた景観特性

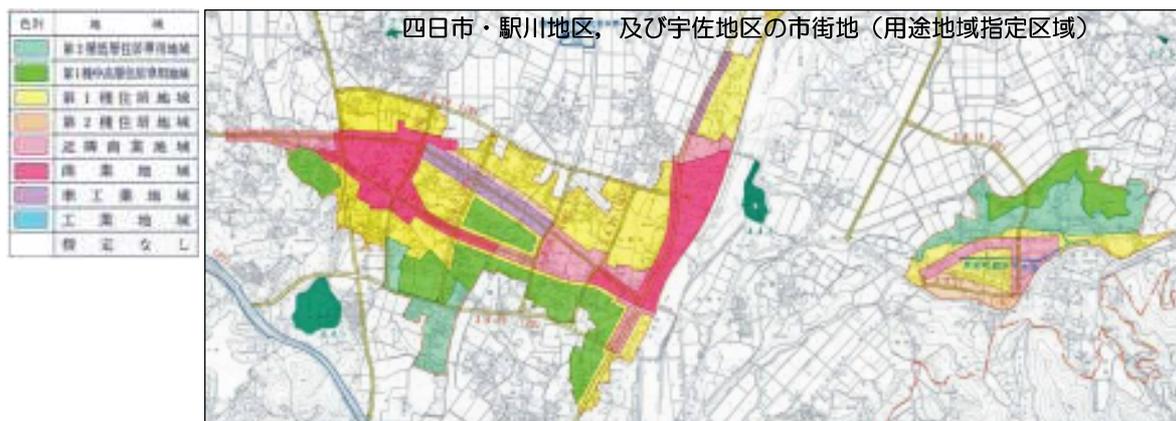
宇佐市では、市内各地域において、生活行動や都市活動によって複数の生活中心地が形成されており、特に宇佐平野中央部では、駅館川を軸として四日市・駅川、宇佐、柳ヶ浦・長洲の各市街地が連担し、それぞれの歴史・文化や立地する都市機能によって、地域毎に特徴をもった都市景観を形成しています。

また、周囲を山々に囲まれた安心院の盆地や院内の山間にある平坦部などでも、住宅や地域を形成する各種施設の立地によって都市的な景観が形成されています。

#### (1) 中心部の市街地景観

四日市地区から駅川地区にかけて広がる本市の中心市街地では、東本願寺・西本願寺四日市別院の門前町として発展してきた住商混在型の古い街並みと、国道10号を軸に商業業務機能が立地する幹線道路沿道型の街並み、市役所や警察署などの官公庁、図書館、文化会館が集積し、マンションや住宅地の開発が進む街並みが連担して、市街地景観を形成しています。

一方、これら中心市街地と駅館川を挟んだ東側にも、宇佐神宮を中心として国道10号の両側に市街地が広がっており、各所に社寺が立地することで多くの緑を含み、勅使街道の沿道では神宮と調和した落ち着いた街並み景観を形成しています。

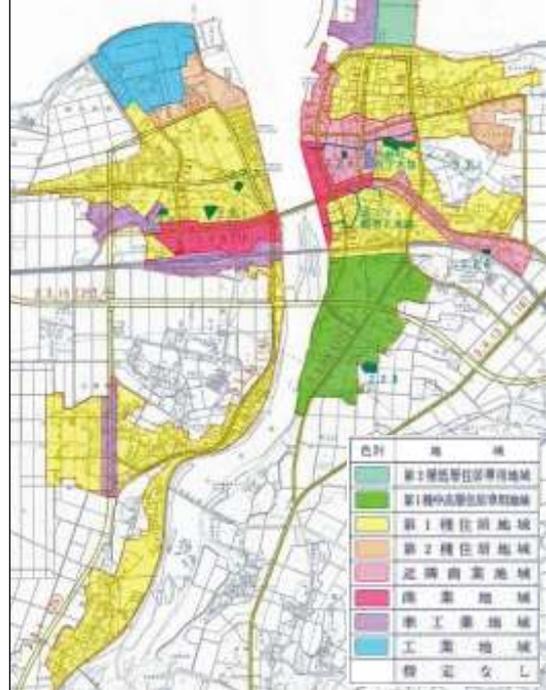


## (2) 駅館川河口付近の市街地景観

駅館川河口の西側に広がる柳ヶ浦地区では、昭和20年代頃にJR柳ヶ浦駅北側を土地区画整理事業で整備しており、現在は住商混在型の市街地を形成しています。JR柳ヶ浦駅は本市の玄関口ですが、交通結節点としての強い拠点性はなく、駅前の街並みは雑然としています。

一方、同河川東側の長洲地区は、古くから県北における漁業中核基地として栄えてきた長洲漁港を有し、港町に縦横に張り巡らされた狭隘な道沿いに密集した街並みが広がっています。また、海運業や酒造業も盛んに行われており、伝統的意匠を有し昔の面影を残す家屋が多く残っています。

柳ヶ浦・長洲地区の市街地（用途地域指定区域）



柳ヶ浦地区



長洲地区



### 四日市門前町街なみ環境整備事業

宇佐市の中心部にあって、東本願寺並びに西本願寺の四日市別院を中心として、伝統的な街並みが受け継がれてきた四日市門前町では、その街並み環境の保全・活用に向け街なみ環境整備事業が進められています。

#### 街なみ環境整備方針

- 東西別院等を保全し、伝統的、歴史的な街並み環境を保全、整備する。
- 街なみ環境整備の事業主旨に照らし、通りと街並みを一体的に保全、整備する。
- 歴史的な沿革や現状など地区特性を踏まえて現実的な街並みの保全、整備を図る。



### (3) 安心院地域の街並み

大部分を山間部が占める安心院地域は全域が都市計画区域外にあります。山々に囲まれた安心院盆地において、国道500号と県道山香院内線が交差する市役所安心院支所付近に、地域の中心となるまちが形成されています。

まちの景観をみると、建物の壁面に鏝絵を施す独特の意匠が見られる古い街並みが点在するほか、幹線道路沿道に商業・業務施設が立地する市街地の街並みが形成されています。



### (4) 院内地域の街並み

大部分を山間部が占める院内地域は全域が都市計画区域外にあり、山々に囲まれた恵良川沿いの僅かな平坦地も、大半が農地として利用されています。

その院内地域においても、市役所院内支所付近の国道387号の沿道では、地域の中心となるまちが形成されていますが、大規模な施設は少なく、主に低層戸建て住宅で構成された低密度な街並みが広がっています。

また、地域の中心部から国道387号を北上していくと、所々に一定規模の集積がある集落が点在しているほか、工場などの大規模施設の立地もみられますが、周囲の田園や背後の山々に景観としてとけ込んでおり、特に都市的な景観形成はみられません。



### (5) 宇佐インターチェンジ周辺の景観

駅館川沿いに山間部から宇佐平野に開けた扇状地の扇頂部に位置する宇佐インターチェンジ周辺では、同インターチェンジと国道387号を結ぶ県道宇佐インター線を軸とした平野部に一定規模の集落が集積していますが、大部分は田園集落地としての景観を形成しています。

その一方で、平野部を挟む西側の丘陵地には三和酒類株式会社の本社工場が立地し、東側の丘陵地では下拝田工業団地が整備されるなど、産業・業務系の大規模施設群が立地しており、一部の施設は平野部からも望むことができます。

